

県外で働き続けながら
富士市にUターン
すると、

一律
20万円
補助



都会へのアクセスも、
地元の心地よさも、
どちらも叶う街。



静岡県
富士市

名古屋駅まで
最短 **83分**

新富士駅

品川駅まで
最短 **54分**

※東海道新幹線「こだま」号で

対象者（すべてに該当する方）



富士市に
Uターンの方

18歳までに連続して3年
（高校在学中のみの場合は2年
10ヶ月）以上富士市に在住



県外で就業を継続し、
新幹線通勤をされる方



39歳以下の単身者

詳細は裏面をご確認ください。➡

【お問い合わせ】

富士市総務部シティプロモーション課 移住定住推進室

TEL 0545-55-2930 E-mail:kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp



富士市県外就業若者 Uターン支援奨励金



■ 奨励金を受けるための要件

奨励金の交付を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- 1 再転入日の前日まで1年以上継続して県外の市区町村に居住していた者。
- 2 再転入をする前に本市において居住していた期間が、当該者が18歳になる年度の末日までの期間において、連続して3年(再転入をする前の本市での居住期間が、市内高等学校に入学し、卒業するまでの期間のみであった場合にあっては、2年10か月)以上である者。
- 3 再転入をする前から県外に存する企業に勤務する者(当該企業に勤務することが内定している者を含む。)であって、本市から新幹線を定期的に利用して勤務する者。
※テレワークを基本とする勤務にあっては、月に一度以上新幹線による通勤がある者
- 4 申請日から1年以上本市に居住する意思を有していること。

なお、上記にかかわらず、他の同種の補助金の申請者又は交付者は対象外となります。

■ 用語の定義

- 再転入** 本市に居住していた人が転出をした後、本市に再び転入をすること
- 若者** 再転入をした日において、年齢が39歳以下であって、配偶者を有しないこと

■ 補助金額

一律 **20万円**

■ 交付の条件

本市へのUターン促進に係るPR及び各種調査へのご協力をお願いします。



■ 返還の要件

- ① 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
- ② 申請日から1年以内に市外に転出したとき(市長がやむを得ない理由があると認めたときを除く。)

奨励金の交付決定を受けたのち、転出する場合は、お早目に市担当者にご相談ください。

■ 申請方法

市ウェブサイトから申請書類をダウンロードし、必要書類をそろえて転入日から1年以内又は各年度の3月第2週金曜日のいずれか早い日までに、富士市役所シティプロモーション課移住定住推進室まで直接持参し、提出してください。

※ただし、予算の上限に達したときには、申請手続きができない場合がありますので予めご承知ください。

市ウェブサイト当該ページ

